

# 隠岐島前高等学校の魅力化と永遠の発展の会（魅力化の会）

## 会 則

### 第1章 総則

第1条 本会は隠岐島前高等学校の魅力化と永遠の発展の会（魅力化の会）と称する。

第2条 本会は島根県立隠岐島前高等学校の魅力を高め、発展を期することを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するため、下記の事業を行う。

1. 生徒の教育活動の振興を図るため必要な援助に関すること。
2. 学校教育上必要となる施設及び諸活動の援助に関すること。
3. 隠岐島前高等学校の魅力化及び発展のための調査、諸活動に関すること。
4. その他必要と認めること。

### 第2章 組織

第4条 本会は、隠岐島前地区各町村、議会、中学校、隠岐島前高等学校家督会、同PTA及び隠岐島前高等学校等を以って組織する。

### 第3章 役員

第5条 本会に役員を置き、任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

第6条 会長及び副会長は各町村長の互選とする。理事、監事は総会に於いて選出する。顧問は総会の承認を得て会長が委嘱する。事務局は会長が委嘱する。

第7条 役員の仕事は下記のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を総理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその代理をする。
3. 理事は会長の命により本会の業務を処理する。
4. 監事は会の監査をする。
5. 事務局は会長の命により、庶務・会計にあたる。

### 第4章 会議

第8条 本会の会議は次のとおりとする。

(1) 総会は、毎年1回以上開き、次の事項を審査する。

1. 本会の会則改廃に関すること。
2. 予算並びに決算の承認に関すること。
3. 役員を選出に関すること。
4. その他会長が必要と認めたこと。

(2) 役員会は、会長・副会長・理事をもって構成し。会長が必要と認めたとき開き、総会の議案その他重要な事項を審議する。

第9条 本会の会議は会長が招集する。

### 第5章 会計

第10条 本会の経費は町村助成金、家督会寄付金及びその他をもってこれに充てる。

第11条 本会の会計年度は4月に始まり翌年3月31日に終わる。

## 付 則

本会則は平成3年12月24日より施行する。

本会則は平成20年4月1日より施行する。